

平成25年第3回白馬村議会臨時会

1 日 時 平成25年10月24日(木)

2 場 所 白馬村議会議場

3 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

村長	太田紘熙	副村長	窪田徳右衛門
教育長	横川宗幸	住民課長	倉科宜秀
総務課長	平林豊	健康福祉課長	吉田久夫
税務課長	太田洋一	観光課長	篠崎孔一
農政課長	横山秋一	上下水道課	太田今朝治
教育課長兼 スポーツ課長	松澤忠明	建設課長	山岸茂幸
総務課長補佐	横川辰彦		

6 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

1 開会宣告

議長（横田孝穂） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。これより平成25年第3回白馬村議会臨時会を開会いたします。

2 議事日程の報告

議長（横田孝穂） ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は議事の都合により、特に午後1時に繰り下げて開くことといたします。本日の議事日程は、お手元に配布してある資料のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成25年8月分の一般会計、特別会計、水道事業会計例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配布されました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第9番田中榮一議員、第10番太谷正治議員、第11番北澤禎二郎議員、以上3名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別紙平成25年第3回白馬村議会臨時会日程予定表のとおり本日1日限りの1日といたしたいと思いますが、本日1日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間と決定いたしました。

日程第4 村長あいさつ

議長（横田孝穂） 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） 平成25年第3回白馬村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

本臨時会は、白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例及び平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）が主なものであります。

下水道事業受益者負担金問題につきましては、8月12日に民法上の責任として、監査勧告に基づき公共下水道受益者負担金賠償判定審査会の答申を踏まえ、十二分に職員を管

理監督して時効消滅を事前に防止すべき注意義務を怠った過失があったとして、私と副村長にそれぞれ20万円余、また適切な受益者負担金管理、十分な引き継ぎによって注意を喚起し、時効消滅の完成を阻止すべき義務を怠った重過失があったとして、2名の課長にそれぞれ30万円余の損害賠償請求権を行使しました。

今回は、行政上の責任として、平成25年第3回議会定例会の閉会挨拶で申し上げましたとおり、村政運営に混乱をもたらしたことから、村政運営の責任者である私が、給料月額を100分の20、副村長が100分の10を、それぞれ平成25年11月1日から平成26年1月31日までの3ヶ月間減額するための白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正であります。

また、職員の懲戒処分等につきましては、職員懲罰委員会に諮問をし、今月7日付けでいただいた具申を参考にしながら、一連の監査報告や監査勧告を熟読の上、対象者・処分内容を決定し、本日、下水道事業受益者負担金徴収業務を開始した平成6年度から平成23年度までの間に下水道事業に携わった係長級以上の6名の職員に、地方公務員法第29条第1項第2号の規定による「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った」として懲戒戒告処分、13名の職員に訓告処分、1名の職員に口頭注意をいたしました。

問題の発生した原因としては、このような事態を未然に防ぐことができなかった組織体制や職場風土など様々な問題があったと認識しておりますので、再発防止に向けて対策を講じ、二度とこのような事態を引き起こさないよう職員が一丸となって、一日も早く村民の皆さまの信頼を回復できるよう努めてまいります。

次に、平成25年度白馬村一般会計補正予算（第4号）につきましては、先月文部科学省から白馬ジャンプ競技場及びスノーハープが、スキーノルディック複合競技の「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されたことから、選手強化に必要なトレーニング機器の整備や施設利用料など委託費1810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2035万9千円とするものであります。

その他に、報告案件1件でありますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本臨時会の開会にあたりましてのご挨拶といたします。

日程第5 報告第6号 村道上等の事故における損害賠償の専決処分報告について

議長（横田孝穂） これより報告事項に入ります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められていますので申し添えます。

日程第5 報告第6号 村道上等の事故における損害賠償の専決処分報告の報告に入ります。報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林豊） 報告第6号 村道上等の事故における損害賠償の専決処分についてご説明いたします。

村道上等の事故における損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。別紙をご覧くださいと思います。

平成25年9月2日白馬中学校用務員が、学校敷地内の草刈り作業をしていたところ、草刈り機による小石がコワル氏所有の車両にあたり、助手席側のサイドガラスを破損したものであります。当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償額を1万6590円と定め、平成25年9月18日に専決処分をしました。以上であります。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、以上で日程第5 報告第6号については終了しました。

日程第6 緊急質問

議長（横田孝穂） 日程第6 緊急質問を行います。

下水道問題の処理についての件で、第2番津滝俊幸議員、第7番篠崎久美子議員、及び第8番太田修議員から緊急質問の申し出があります。

そこで、下水道問題の処理について津滝俊幸議員、篠崎久美子議員、太田修議員の緊急質問の件を議題といたしまして、採決をいたします。この採決は起立によって行います。

下水道問題の処理について、津滝俊幸議員、篠崎久美子議員、太田修議員の緊急質問に同意し、発言を許すことに賛成の方の起立を求めます

（ 起立多数 ）

議長（横田孝穂） 起立多数です。よって下水道問題の処理について、津滝俊幸議員、篠崎久美子議員、太田修議員の緊急質問に同意し、発言を許すことは可決されました。

質問される議員は、質問、答弁を含めた30分の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本臨時会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、順次質問を許します。はじめに、第2番津滝俊幸議員。

議員（津滝俊幸） それでは、緊急質問をさせていただきます。

9月議会におきまして、私の一般質問の中で、村民への理解と懲戒処分、行政処分について質問をさせていただきました。今回はその質問の時に再質問漏れがありましたので、改めて緊急質問という形で伺わせていただきます。

通告でございますように、下水道受益者負担金問題につきまして、村長、副村長の懲戒処分、報酬の減額についての根拠となる数字とその経過、またその考え方について改めてお伺いさせていただきます。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） 津滝議員から下水道問題の処理についての村長、副村長の懲戒処分、報酬の減額の根拠となる数字と経緯、またその考え方についてお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきます。

私ども特別職の職にあるものは、一般の職員にあるような地方公務員法の適用外でありますので、職員のように地方公務員法や条例に基づいた懲戒処分の規定は適用できませんことを、ご理解いただきたいと思います。長の補助機関であります副村長の懲戒処分等に

関しては、地方自治法施行規程により処分は可能であります。なにより管理監督の責任を明らかにするために、私と同様に給料の減額処分としたものであります。一連の監査結果等の内容を見ますと、担当課において、法令例規の遵守を忘れ、前例にならい、時にはその時々独自の判断により、不適切な事務を進めこのような結果を招いたとする一方で、行政として、執行体制・組織が十分であったのか、との指摘もあるところです。このように様々な要因があいまって、大きな問題を生じさせてしまい管理監督上の責任も大きいと痛感してのことであります。この減額につきましては、前回の議会定例会及び全員協議会で申しあげましたように、課長級職員に課した損害賠償額を参考にこれを上回るべきとの判断により、また、県内自治体の例を参考にそれぞれ給料の100分の20と100分の10を3か月減額することとしたものであります。これにつきましては、9月27日に開催されました特別職報酬等審議会の審議を経て、最終的には私が判断し提案するものでありますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。

議員（津滝俊幸） 今、答弁をいただいたということで、他市町村のそういった事例を参考に100分の20、100分の10ということでしょうか。私、特に数字ですとか、経過その部分よりも、やはり問題そのものの考え方について、改めてお伺いしたいと思っています。

先に、今、行政懇談会等、地区懇談会等行っておりまして、そこにも参加させていただいた中で思ったことがございまして質問をさせていただきます。

23年度と24年度をあわせて1億1500万円強の不納欠損をおこした行政責任は非常に大きいと思います。特に行政の最高責任者である村長の責任は特に重いものと考えています。村長がこの問題に際し、先に述べた言葉の中に、職員の説明を聞き、賦課替で受益者負担金は担保されていると認識していた、職員の言葉をその時に信用していたというふうにおっしゃっておいりました。しかし、私は政はすべて結果だと考えています。そう聞けば10人中10人はこの問題で先に行われたような減額処分等で幕引きかとか、職員には理事者より重い賠償責任を負わせた処分があつて、理事者には緩すぎるというようなご意見も伺っております。この責任の取り方に、やはり問題があるのではというように思います。

また、事案が発生後すでに2年以上が経過し、8月の判定審査会の答申や、賠償請求を含めてリーダーとしてしっかりと指導力を発揮し、実は先月の9月議会までの間にあらかたのことは私は対処していただければいいのではないかといった期待をしておりましたが、行政処分を含め一連の問題処理を速やかに十分に対応できていないというのが現状かというふうに思います。

村民は早くこの問題をスピーディーに処理して、観光問題、景気対策にあたってほしいというふうに思っていると思います。やはり対処の運び方に、非常に問題があると思います。

白馬村の行政への信頼と信用を失墜させてしまった監督責任は重いと言わざるをえません。村長は選挙で村民の信任により選ばれました。これは村民に対しての背信行為であると私は思っています。このことについて、内容を十分に検討してトップリーダーとして

の責任も含め、これでよろしいのかというようなところを再度お伺いしたいと思っています。村長にお願いします。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） お答えをさせていただきます。

問題の提起はあったと思いますけれども、この大きな不納欠損が結果的に1億を超えるものになってしまったことは、今を預かる長としてやはり責任を感じているということは、常々何回もお話をしたとおりでございます。津滝議員からは、たいへん厳しいことが指摘をいただきましたけれど、1億を超える不納欠損に対しての責任の取り方、第三者委員会であるこの損害金に対する賠償判定委員会を立ち上げて、その判断をいただいてその結果を真摯に受け止めながら、一部私の思いも通させていただきながら、村長と副村長の特別職の責任金額、それから課長に対する責任、賠償の金額を示し、その責任を全うしたところでございます。

その賠償判定の金額が、不適切な額であったというご判断を津滝議員にはされたわけがありますけれども、一連のこの判定に対しては、私はこの判定委員の皆さん方はそれぞれの分野においてそれぞれ信頼できる方、そして知識をお持ちの方々だと、そのように思っております。そうした考え方から、近隣の事例を参考にしながら、そして損害金として弁償する対象額を出して、それに対するそれぞれの役職に弁済金額を出したところ、手法は一般常識的には私は通用する額ではないかと思っています。

一方では、言い方を変えれば、村民目線に合っていないという発言も議会の皆さんからいただきましたけれど、それはあえて私は受け取る方々、それぞれのお考えによるものだとこのように思って反論は致しませんけれど、ただ1億数千万円も不納欠損をおこした責任を大変強くご指摘をいただきました。私自身は決して逃げるつもりではありませんけれど、1億を超える欠損金になったことは、平成6年から始まった賦課に対する欠損金の総額が1億になったということであり、私が就任したときに1億円を超えるものが発生したものでございませぬ。ぜひものの判断をするにあたってはそういった経過を十分の理解をいただきたいと、このように思っております。

そういう中でありましてこの1億を超える額の中に、私が就任してから数百万のものが増えたことは事実でありまして、そのことも踏まえながら管理監督責任として私と副村長がその額を決定をし、自分にその責任を課したものであります。

今後機会があるごとに正確な説明をさせていただきたいと思っておりますが、今始まっております地域役員懇談会では、最初に一方的なお話になりますけれど、こうなった経過について説明をさせていただきますということで地域の役員の方々、そして一般の方の参加をしていただいたところもありますけれども、それに加えて私は地域懇談会的なものでさらにこの下水道問題については説明の機会を設けていきたいという話もしてきたつもりです。

これですべて終わりにするわけではなくて全員協議会でもお話をしましたように、大きく分けましてこの事業導入にあたっての説明、さらにはその間に生じた負担金の問題、分担金の問題等に詳しく説明をしながら、そして二度とこうした問題がおきない再発防止のための取り組み方、それを報告書としてまとめて議会の皆様にお示しをし、議会のご理解

をいただき、これを全村民にお伝えをしていきたいと、このように全員協議会で申し上げたとおりであります。

時間がかかっていることにつきましては、一つ申し上げますとこの下水道問題が発覚してから時を同じくして住民監査請求が出されました。住民監査請求が出されて、勧告が出るまで60日かかります。出たものに対しては我々は審議をし、第三者委員である賠償判定審査会の方にその調査をお願いし、その調査だけでもまた6カ月かかるということで、1年数カ月は手続き上その日数を必要とすることで期間が伸びてしまったということでご理解をいただきたいと思っております。

今、職員は通常の業務の傍ら、今申し上げた報告書の作成に向けて取り組みをしているところでありますので、是非その辺のことについてはご理解をいただきたいとこのように思っております。

繰り返しになりますけれども、長としての責任は重いと言われることは十分理解しておりますけれども、その責任の取り方としては、今申し上げましたようにほかの近隣で起きた事件等も参考にしながら、私の裁量の範囲でできるだけことはしたつもりでございます。ただ、私の思いが率直にすべての村民の皆さまに伝わっていないということがあったとすれば、私の不徳の致すところと反省をすると同時に、すべてを申し上げて理解をいただく努力をするべきであると、このように思っておりますし、その方向で今後進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。

議員（津滝俊幸） 質問回数が限られておりまして、最後の質問となります。

ただいま村長の方から、就任からトータルで私がいる間、私というのは村長という意味ですが、1億1000万強の不納欠損ではないというような話しですが、前回の9月の議会の時にも在任期間中の不納欠損は、就任当初のものを除けばだいたい6500万円くらいの不納欠損がおきているのかなというふうに思います。

同じ当事者であります村長と副村長が今回の処分対象になっておりまして、副村長にも同じような内容で、現在の職員から上がられて現在副村長になられているということになりますので、先ほどの冒頭のあいさつにもございましたけれども、職員への懲戒も含めてご自身のお考えはどうかというところをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門） 今回の事案に対して副村長どう思うのかというご質問だと思います。

何回も申し上げますとおり、私は職員として役場に奉職をしまして、今現在副村長という立場で職員を管理、監督をする立場にある者として、今回の下水道の受益者負担金の事案につきましては、本当に村民の皆さまには大変なご迷惑をかけて申し訳なく思っておりますと同時に、職員も社会的な厳しい批判を浴びている中で、改善に向けて日々努力をしているということで、職員の皆さんには感謝を申し上げたいと思っております。そういった意味で責任の一端を表すということで、今回我々の給与削減、額はともかくとしてのそういった自らの責任を表すということで、こういう対応をさせていただいております。

また、本日ですけれども職員に対してもそれぞれの注意喚起を促したということで、こ

ういった事案になったことについては私としては本当に申し訳ないなと改めて思っているところでもあります。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。津滝議員の質問が終わりましたので、第2番津滝俊幸議員の質問を終結いたします。

次に第7番篠崎久美子議員の発言を許します。第7番、篠崎久美子議員。

議員（篠崎久美子） 第7番篠崎久美子でございます。緊急質問を申し上げたいと思います。

この本日議案の上がっているところではございますが、職員の処分が本日出されたというふうにお伺いをいたしました。この職員の処分に関しましては、この特別職の報酬減額に非常に大きく関係しているところであると思われませんが、その関係性も含めまして今回の職員処分の方針と内容を決めました根拠、及び決定までの経過をお伺いしたいと思います。

あわせて、今回の特別職の報酬減額や職員の処分と、この前行われました先の賠償請求との関連性につきましてはどのようにお考えであるのかをお伺いいたします。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） 篠崎議員から下水道問題の処理について、2項目のご質問をいただきましたが、関連がございますのでまとめてお答えさせていただきます。

特別職の給料減額や先の賠償請求との関連性、また職員の処分との関連性についてですが、先ず、先の賠償請求については、地方自治法第242条第4項の勧告に基づき、同条第9項の規定による必要な措置として、損害賠償請求権を行使したものであります。これは民法第709条の規定による損害賠償をせよとの監査結果によるものであり、民法上の損害賠償行為であります。また、給料の減額につきましては、行政上の責任を示す行為であり、管理監督の立場にある者の責任として、その態度を示すものであります。下水道受益者負担金の時効消滅という事案に対して、管理監督の職にある者の民法上の賠償責任と行政上の責任を示すものをご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員の処分の方向・内容・根拠決定までの経過についてであります。基本的な考え方は9月議会定例会一般質問でもお答えしましたとおり、一般的には職員に非違行為があったときに、なされる処分を懲戒処分と言い、その根拠は地方公務員法第29条に定めがあります。処分事由としては、ご承知のことと思っておりますけれど、1つに法律、条例、規則若しくは、規程に違反した場合、2つとして職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、3つ目として全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合などと規定をされており、任命権者が、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、結果、影響などを勘案した上で、処分するかどうか、また処分する場合その内容について決めるべきものがございます。

また、職員の懲戒手続き等につきましては、村の条例で定められているところですので、これに基づきながら、懲戒処分をいかなる処分にするか、いわゆる戒告、減給、停職、免職のいずれを選択するかは任命権者の裁量に委ねられているところがございますので、白馬村職員懲罰委員会の意見具申を参考にしながら、県の示す懲戒処分の指針や過去の事例も参考にし、また一連の監査報告や監査勧告を熟読の上、対象者や処分の内容を決め、本日対象者に対して処分を行いました。その内容は、当該職員に不適切な事務処理をいさ

めて、将来の在り方を論ずるものとして、処分対象者は住民監査請求の勧告の対象となった年度区分に基づき、負担金徴収業務を開始した平成6年度から平成24年度において多額な不納欠損額を計上することとなった平成23年度までの在籍した職員とし、職制責任割合等を勘案し、係長級以上の者が戒告・訓告、主幹級以下の者は訓告、口頭注意等としましたことをご報告いたします。また私ども理事者も管理監督責任を明らかにするため、給料をそれぞれ減額するための条例改正を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。答弁は以上でございます。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

議員（篠崎久美子） 今回議案では、自らの管理監督責任を明らかにするという一方で、村長、副村長の報酬減額の議案があがってきております。また、職員の処分も本で行われたということですが、この自らの管理監督責任に対しての処分、あるいは職員に対しての処分も含めてでございますが、自ら内部が決めるということに関してどのように思われているかということをお伺いしたいと思います。

職員の処分に関しましても、当然裁量権はもちろん村長にあるわけですが、その処分の妥当性については私たち住民にとっては量れないものであります。これについては、やはり自分も再三重ねて申し上げてきたところではございますが、第三者委員会なり外部の判断も仰ぎながら、そここのところが見れるようにして判断をされてきた、そういうプロセスがあることで住民は納得するのではないかと思います。そここのところがなかなか見えないという事実であります。金額の嵩高ということよりも、透明性、公平性ということがそのプロセスの中にあるのか、それが見えるのか見えないのかということによって、住民の理解度もやはり違ってきます。

村長が、賠償判定審査会はあくまでも住民監査請求結果の勧告を受けてのものであり、問題全体に対しての管理監督の責任を審査しているものではないと私は認識しております。内部的に検証を重ねてきたということですが、村長も含め内部からそういう声は上がってこなかったのか、そういうことも含めてこの第三者委員会的なことについてお伺いをしたいと思います。

また、さらに再発防止が大事であるということで先ほどのあいさつでありましたが、再発防止ということにつきましても内部で出された意見のみで行っていくのか、そういうことも非常に大事なところであると思います。ここについてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） お答えをさせていただきます。まず最初の賠償金額の適否についてのご質問でありますけれども、職員については自治法の定めるところによってその裁量権が長に与えられているわけであり、そのことに対して第三者委員会を作ってやったらどうかというご質問でありますけれども、私もこういう専門家ではありませんし、またそうした決めるにあたっての経緯をすべて把握をしているわけではありませんけれども、長にその裁量を委ねたということは、その委ねることによって進めることがもっともらしいという根拠があって法に定められているところではないかと思っています。逆にこの意見を広く村民の皆さまに求めることによって混乱が起きてしまえば、私はそのことの方が大変大きな問題になりはしないかとそんな思いをしているところでございます。

その妥当性等については、さらにご質問がございましたので、この結果を変える変えなにかかわらず、そういった措置が可能なものなのか調べられる範囲で検討はしてまいりたいとこのように思っているところであります。

それから職員によって今回の問題が起きた理由、原因を検証をしていることで、問題がありはしないかというご指摘を承りました。私は第三者委員会を立ち上げることには反対ではありませんし、立ち上げたい旨のお話をし、今まで言葉でも表してきたつもりであります。ただ今回のこの問題が起こった原因等については、これは外部に第三者委員会を立ち上げるにつけても全く丸投げをするのではなくて、先ほどの津滝議員にも申し上げましたけれども、本村が公共下水道を導入するにあたってどういう経過を経てきたのか、そしてその事業の概要、その中で発生する受益者負担金制度についてどういう経過で、内容で制定をし、さらには加入分担金に制度を変えたその理由はどこにあったのか、そしてこの業務に対しての職員の配置、あるいは事務分掌についてどうであったのかというようなこと、さらにはこうしたことに基づいて、また今日までのこの問題に対する検証結果を明確にするとともに、改善の方向をお示しをし、さらには再発防止に向けて行政としてはこういうことを考えているとかというように、行政としてはこういうことを考えているとかというように一つの行政側としての考え方を文章に並びに報告書としてまとめ、議会の皆さん方にも当然お示しをして、そこで議論をする中でまだこのところが検証不十分だとか、こういったところはやっぱり第三者機関に聞くべきだとかいうようなご指摘を受ければ、私は当然必要に応じた第三者委員会の立ち上げは当然やるべきだとこのように思っておりますので、決して逃げるということではなくてより我々の手で謙虚に検証をして適正な今後の方針を示唆してもらうという手法が一番私は最善ではないかこんな思いで、ようやくこの検証の方法についても更正の具体的な内容も確認できたことから、これによってその事務を始め、できることならば12月定例会の前に議会の皆様にお示しをし、結論を出していきたいとこのように全員協議会でお話をしたとおりでありますので、是非議会の皆様にも本当にこうした事象が二度とおこらないように取り組みをすすめるべきご協力をお願いを申し上げたいとこのように思っているところでございます。

決していたずらに時間を引き延ばしているわけではありません。職員も本当に精いっぱい取り組みをしております。日常業務に加えてこの取り組みに一生懸命頑張っておりますので、是非その辺もご理解いただき、今後もまたご協力ご指導よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（横田孝穂） 村長、再発防止の関係について。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治） それでは再発防止についてでございますが、実はこの後の太田修議員のご質問の中でいろいろ付帯決議の関係でご質問があります。その中でも、私どもで細かな事務作業等お話ししようと思っておりますが、我々の担当課の考えでは、先ほど村長言いましたように、まず今月から係長以上、私を含めた4名で報告書の素案を作り始めております。村長申し上げましたように、12月に案として議会の皆様にご説明お示しをして、議会の皆様の意見を頂戴したいと考えています。それから、1月2月につきましては、職員からの意見聴取、また議会の皆様のご指摘からの訂正、そういったものでスケジュールを考えておりますが、実は今章だてを4章に分けておまして、第1章が本村の公共下水

道事業、これは主に事業の説明でございます。第2につきましては、各業務の検証結果とその改善の方法、これは非常に大事かと思えます。第3番、再発防止に向けた組織づくり、これも議員ご指摘の非常に組織にとって大事な事項でございます。これらにつきまして我々担当課が素案を作りまして、議員の皆さま、職員関係者から意見を頂戴しましてまとめていきたいという考えでございます。以上でございます。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

議員（篠崎久美子） 当然職員の方、あるいは担当課の中で内部検証されている、あるいは日々の事務に関する努力をされているのは当然のことで、私どもも姿を見ていてよくわかっているところであります。

私が申し上げました第三者委員会というのは、個別の事象について第三者委員会を立ち上げるということではなくて、問題全体を俯瞰したというところで、利害関係のない方からの第三者委員会のメンバーになっていただくということで、意見を頂戴する。そのためには当然内部での資料も整えたり、検証も整えたりしていくことは当然ではありますが、やはり問題全体を俯瞰する、しかも利害関係のない方が俯瞰してみていただくことが非常に大事なことだと思います。

それについて第三者委員会の立ち上げもやぶさかではないというご答弁をいただきましたので、是非念頭に置いていただくことで、村民への理解、透明度を図るということでも、村民への理解を深めるという意味においても必要なことではないかと思えますので、私は言わせていただきました。

そしてまた報告書の方を作成されているということで、これは本日の臨時議会に先立つ全員協議会の中でも話をいただいたところではありますが、合わせて説明会を開催して村民の理解を求めていきたいというお話もありました。これも非常に大事なことであると思えます。やはり包み隠さずすべてを外に出していくということが、自分たちにとっても、私たち議会も含めてですが、自分たちにとっても非常に必要なことでもありますし、やはり問題、ここに問題があって次に行くためには非常に大事なステップだと思いますが、この説明会については、いつごろを念頭にどういう形で行なうということをお考えになっていらっしゃるのでしょうか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） 今、地域役員懇談会をやっておりますが、これが終了次第空いている時間を調整しながら、たぶん夜間になろうかと思えますけれども、大きくは南・中・北がいいのか、またさらに小さく細分化した方がいいのか、検討しながら考えていきたいと思えますが、いずれにしても大きくその取り組みに入るのは、集落懇談会が終わってから続けていければとこのように思っております。

またそれと併せてユーテレ白馬を使ってどのようにお知らせをしていけばいいのかということも、考えの中に入れておくことも付け加えさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（横田孝穂） 篠崎議員の質問が終了いたしましたので、第7番篠崎久美子議員の質問を終結いたします。

最後に第8番太田修議員の発言を許します。第8番太田修議員。

議員（太田修） 第8番太田修でございます。最後の質問ということで、今回緊急質問させていただきますがよろしくお願ひしたいと思います。

今後引き続きまして下水道受益者負担金問題については、どのように対処していくおつもりか。そしてまた議会のほうでは平成23年、そしてまた24年度の下水道事業特別会計の決算の認定に当たりまして付帯決議等を出させていただいておりますが、その内容につきまして、どんな考え方をしてどういう方針で行うのかについてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘照） 平成24年度下水道事業特別会計決算の付帯決議にどう対応するのかとのご質問というふうに理解をいたしております。お答えをさせていただきます。

この時の付帯決議は5項目からなっております。

1つには、組織の要である管理監督の立場の職にある者は、常に責任のある存在として業務の把握に努めること。また自らも研修などを大いに活用して研鑽に励むこと。

2つとして、行政の資質向上と、業務遂行の精度を高めるために、職員研修の機会を増やし、これに係る費用を十分確保すること。また職員体制を構築するにあたっては、研修時間を業務量に含めたものとしていただきたい。

3つ目には、研修の成果を、十分に業務に反映させることができるよう、復命管理を適切に行い、研修の結果としての職員からの提言を尊重し、それを共通課題として検討する場を設けること。

4つ目に、いわゆる「下水道受益者負担金問題」について職員全員にこれを認識させ、村として、この一連の経過を風化させないようにするため、下水道事業計画からすべての事実を調査し、明文化して公文書として残し、常に活用できるようにすること。それとともに様々な見地から具体的な再発防止策を速やかに立てること。

5つ目に、事務事業の企画立案や執行に際しては、法令例規を熟知し、その解釈、準用、運用、施行にあたっては一方的な解釈に陥ることのないよう留意すること。また法令、例規に定められた事項を遵守し、その整備に努めること、とございます。

いずれも行政の職務遂行に対して厳しいながらも、ごもっともなご意見として受け止めさせていただいております。この決議の趣旨に沿って職員の資質向上に努め、結果を職務遂行に反映させていきたいと考えております。直ちに取り組めるものと予算が伴うもの、人的要素が必要なものなど区分けして取り組んでまいります。

また、平成23年度決算でご指摘ご決議いただいた事項も引き続き努力しているところでございます。調査結果が出次第随時報告をさせていただいておりますが、担当課においては、現在は集中して受益地の一筆調査に取り組んでおります。限られた人数であり、作業が深夜まで及ぶことも多々ありますが、鋭意努力を重ねております。

特に、今回の下水道事業に係る事案について明文化し公文書として活用できるようにとご指摘に対しては、一連の調査結果と事務処理の検証結果を白馬村公共下水道受益者負担金事務改善報告書として取りまとめし、可能な限り早く報告できるよう進めてまいります。現在の取り組み状況の一端をご報告させていただき、答弁といたします。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。

議員（太田修） 議会の方も公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会というものを発足させまして、平成24年3月21日の定例議会の方で委員長の方からその報告をさせていただいているところであります。その中で住民監査請求に対する監査の結果、勧告を尊重し、客観性をもたせるために第三者委員会を立ち上げるなど、客観性、公平性あるいは遵法性に配慮していただきたいというようなところでお願いをしてあったところでございます。

さっきの2名の方の質問ともだぶるところが非常に多いわけですが、この問題を単純にとらえた時に、自分たちの責任を自分で決めている、要するに第三者委員会という形の中での多くの村民の意見、あるいはそういった考えが反映されているのかどうか、そういったところも巷では声として聞こえるところがございます。

それから今回の、前回のですかね賠償の関係でございますけれども、これにつきまして住民監査請求によります監査勧告の中から当然行われてきたというような内容でございますが、その監査勧告の中に時効にかかわる件について住民に対し更なる説明責任を果たされる努力をされたいということが1項書かれているわけですが、今現在どのように取り組んできているのか。そしてまた、今後どのような方法で検討されていくのか、説明をされていくのかについてお伺いをしていきたいと思っています。

また23年度の下水道会計でございますけれども、この承認にあたっては一番問題は、誰個人の名前ではなく、1筆当たりに対する受益者負担金がかかっていったというようなことから、受益地を正確に把握し、それから賦課、徴収及び収納等の基本データ整備をし、台帳等の充実を図るということで、前回もこの件について質問させていただいたところですが、今現在取り組んでいると言われておりました。進捗状況はどうか、そしてまたこれがはっきり出た時に村民、住民に対してどのように周知をし、どのように報告をしていくのかお伺いをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） まず、最初の賠償判定審査委員会の名簿、公表の件についてをお答えいたします。

この判定委員会の皆様の名簿、個人名については公開をしないということを条例で謳い、議会の皆さんのご承認をいただいて設置をしたところですが、その人数が適当であるかどうかということについては、私どもも最大限配慮をしたつもりであります。多ければ多いほどいいというものではありませんし、さりとて2人、3人でやっていいものでもございませんので、慎重に配慮し検討した結果7名くらいが適当ではないかということで、それぞれの組織を代表する有識者を選任させていただき、賠償判定の審議をしていただいたとこういうことでありますので、人数については私どもは7人が適当であろうということで議会にも上程をさせていただいたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとの個別の仕事の進捗状況につきましては、担当課長の方からさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長（横田孝穂） 太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治） 6月の定例会の折に、全協でその時終わっております3つの調査

について説明をさせていただきました。今現在やっている調査、また今後行う調査でございますが、まず税務課と国土調査の数値を基に分合筆、所有者異動の確認と変更、それらのデータへの反映、それから徴収猶予地の確認、これは猶予されて長い間経っていますのでその猶予事由の確認が必要だと思えます。それから、現在までのすべての排水設備申請書と各データとの整合チェック。それから三谷コンピュータと下水道台帳、両方のシステムを使っているわけですが、2つのシステム同士の数値の整合。4番目は各数値が確認できたところで始まる作業でございますが、多少手間がかかるかと思えます。それをふまえて、先ほど篠崎議員もご説明申し上げましたが、報告書につきましては4章立てになっておりまして、第2として検証結果と改善の方向という章があります。そこで調査結果とフィックスをさせて、今後各業務をどう改善したらよいかという今後のことについて書き記したいという考えでございます。

今後先ほど申し上げましたが、12月には各議員さんには報告書の案ができますので、それを読んでいただいて、議員さんの方からいわゆる村民に理解していただくためにはこうした方がいいのではないか、ああした方がいいのではないかというような意見を頂戴しながら修正を加えて、最終のものを3月の定例会でお出しし、承認をいただきたいというスケジュールであります。以上でございます。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員

議員（太田修） まず第1点目でございますけれど、私たちの方は第三者委員会を立ち上げたらどうかというご提案に対し、賠償、多分監査請求によるものと勧告によるものだったと思うんですけども、賠償責任に対する判定委員会は立ち上げた。が、今回の処分について、自分たちの責任を自分たちで決めたという結果になるのではないかと私は思うんです。その辺について、どのように考えているのか。そしてまた今の答弁の中でも第三者委員会が必要であるのであれば、12月の議会までにまたいろいろ議会と相談をしながらと答えられていますけれども、やっぱり第三者委員会に諮問する、しないという形のものが本当に望ましいのか、またそれを村民が求めているのかどうなのか。村民が加わったり、いろいろ見識のある方から、そういったものをほんとうにこれでいいのか、これで進めていくのか、そういうことを正していくことこそが一番最後の住民に理解してもらえる早道ではないかなと、そういう意味で私は聞いております。その辺について、まずお伺いをしたいということと、それから、住民報告会を主にいろんな形でもって取り組んでいってくださるというような答弁をいただいているわけでございますけれど、全体的なこういうものを作っていこうという検討をしてこうなりましたというような報告をやられてくれるという話でございますけれど、これはぜひやっていただきたいところではございますけれど、私どもは今回この提案に対して、やっぱりこの提案、要するに今出させていただいているこの金額で望ましいのかどうなのか、まずその辺のところの検討だと思います。今言ったように、自分たちで決めて自分たちがそれを報告して、そしてそれで認めてくださいという方法が、本当に果たして住民の納得につながっていくのかどうなのか、その辺をどのように考えているのか伺います。

議長（横田孝穂） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） ちょっと私の理解がまずいのかわかりませんが、身内で調査をして身

内で処分をしてというお言葉がありましたけれども、私どもは決して身内で、職員でやったわけではございませんし、私自身もそのメンバーの中の人と会ったのは半数近くは初めての人でございました。そうした要するに客観的に判断のできる人ということで、私独自で決めたわけではなくて副村長も努力しましたし、2人の努力も特定の人ではなくて、ある組織を通じてこうした問題に精通している人を紹介していただけないというような客観性を高めるために最大限の努力をして選定をした結果だというふうにぜひご理解をいただきたいと思います。

また、個人名も伏していたことも、受けていただく方からすればそこへ名前が出るようでは受けられないという方もおいでに、大多数の人がそうであったというように聞いておりますし、自分の立場に置き換えてみれば当然至極のことかなとこんな思いもしているわけですが、しかし人選をするにあたってはそれぞれの分野における有識者、そして下水道問題の最後の締めくくり判定にかかわった皆さん方、あるいは大学でこの下水道問題について講義をされる方と、私はそれなりに立派な有識者の方々によって出された判断だということは真摯に受け止めさせていただいたということは、今までのお話でもご報告をさせていただいていたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂） 太田議員、3回の質問は終わっておりますが、質問に対しての答弁はあるでしょうか。

議員（太田修） 正直言いまして、聞きたいこと、いろいろこの場で30分、あるいは3問の中でやっていくのは非常に難しいことだなと実感いたしました。村民が望んでいることは、やっぱり事実をいかに正確に伝えて、それに対して理解を得ていく。これが今できる最大のことでないかと思っています。ぜひともいろいろな勉強しながら住民に納得できるような、そんな日をなるべく早く迎えたいと思っています。以上です。

議長（横田孝穂） 太田議員の質問が終わりましたので、第8番太田修議員の質問を終結いたします。

以上で日程第6 緊急質問を終結いたします。

ただいまから、25分まで休憩といたします。

休 憩 午後2時12分

再 開 午後2時25分

議長（横田孝穂） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより、議案の審議に入ります。日程第7 議案第63号及び日程第8 議案第64号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議案第63号及び議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

議長（横田孝穂） 起立全員です。よって議案第63号及び議案第64号の委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって議案第64号及び議案第64号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

日程第7 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂） 日程第7 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林豊） 議案第63号白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

公共下水道事業受益者負担金問題に関し、行政に対する村民の信頼を失墜するとともに、職員の管理、監督責任を明確にするために、平成25年11月1日から平成26年1月31日までの3か月間、附則第5項に定める給料月額から、村長が100分の20、副村長が100分の10を乗じて得た額を減額するものであります。施行日は平成25年11月1日を予定しております。以上であります。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 質疑なしと求め質疑を終結いたします

討論に入ります。最初に、原案に反対の方の討論をお願いいたします。第1番、加藤亮輔議員。

議員（加藤亮輔） 議案63号について、反対の立場で一言意見を述べさせていただきます。

この処分の下となった下水道問題、白馬村行政全体の仕事のやり方、そのものに問題があったことを提起しています。

まず第1に、行政が行う事業に対して住民への説明ですが、今回この下水道事業、初めて行われる下水道事業に対して、住民に対して親切に、丁寧に、わかりやすく行政としての説明責任を果たしたかが問われています。でもこの結果を見れば、明らかに果たしていなかったことが伺えます。受益者負担金の未収額、21年度決算で1億6012万円、22年度1億6003万円、23年度1億5428万円、そして24年度決算において1億514万円の不納欠損を出しました。この数字が明らかです。

第2、なぜこの問題が長期間放置されてきたか。庁内のチェック機能についてですが、平成6年から徴収が始まり、時効が始まる5年後の平成11年度決算には、6400万円の未収額が計上され、これは大変なことになるとの思惑から、平成13年に受益者負担金の時効消滅を防ごうと、加入分担金徴収規則、つまり賦課替え制度をつくったにも関わらず、13年度決算では1億2011万円の未収額、そして太田村長の初めての決算である19年度1億5028万円、2期目の22年度は1億5086万円と増加しています。普通、未収額が増加すれば、時効に対する対応策、細心の注意を払うのが当然の業務だと思います。また理事者も監督責任を強めるのが常識と考えます。しかしこの結果を見れば、フリーパスのごとく間違いを未然に防ぐチェック業務が、全く果たしていなかったことが証明されます。

3番目に、今行政処分を行うことについての弊害です。1番目に指摘しましたが、村民の大部分の人が、下水道の負担金1億500万円の損害が出たみたいだぞとか、村長と副

村長が20万円、2人の下水道課長が30万円づつ弁償するらしいぞと、そういう情報しか伝わっていません。行政の方は、広報白馬とか村のホームページで知らせていると反論しているかもしれませんが、現実はこの感じですか。なぜ今急いで処分をして、私にとっては幕引きを図るのかわかりません。この問題を十分庁内で検証し、村民にもこの問題の経過と原因、今後の対応策について丁寧に説明責任を果たすことが、こんな不名誉なことを白馬村で二度と起こさないようにする最善の信頼の回復の第1歩だと思います。4つ目に今回の処分については…。

議長（横田孝穂） 加藤議員、簡潔にお願いします。

議員（加藤亮輔） はい。下水道受益者負担金の賠償判定審査会の処分、それは村長、副村長、各それぞれ20万円、それから2人の課長に対して40万円と20万円の賠償をせよと答申されました。この賠償判定審査会は、あくまでも1年という規定した額です。今回の行政処分は受益者負担金全体、20年にわたる処分の内容だと思います。それを基準にすれば、太田村長が誕生した18年、行政の継続性ということ言えば平成6年から考慮すべきです。そういうことを考えると、この額が多いか少ないかはもう少し吟味する必要があります。

以上の4点から、私としてはこの処分を行うことを、今この時期に行うことを反対します。

また、午前中に行われた全員協議会の中で6名の職員に対して勧告処分、13名の職員に対して訓告処分が出されたということです。この問題を、この時効問題がこの議会で問題視される前に、復命書などで村長に改善点を提案している職員もたくさんいました。たくさんと言ったら語弊があるかもしれませんが、その復命書を私は見えています。その人も一律に処分するということは、庁内の浄化作用の妨げになるだけだと思います。やはり、一人一人の職員を見ながら処分をするという形をとらなければ、浄化作用も活性化もできないと思います。この処分については村長の権限ですから、私の方からは要望としてこういう処分は行わないように、あわせてお願いしたいと思います。以上です。

議長（横田孝穂） 次に、原案に賛成の方の討論をお願いいたします。第6番太田伸子議員。

議員（太田伸子） 6番太田伸子でございます。議案第63号について、賛成の立場から討論いたします。

下水道問題は大変大きな事案となり、白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会からは、賠償額も提示されました。賠償責任とは違う行政処分に関しましては、行政側から自主的に提示されるものであり、今回の議案で出されております村長100分の20、副村長100分の10の3カ月の減額は、村長、副村長の在任期間の報酬より、私どもで先日の判定審査会で提示されました算出方法で概算してみましたところ、おおむね同額となり適正であると思われまます。よって議案第63号には賛成いたします。

議長（横田孝穂） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第63号白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(横田孝穂) 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第4号)

議長(横田孝穂) 日程第8 議案第64号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長(松澤忠明) 議案第64号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2035万9千円とするものでございます。内容につきましては、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として、平成25年9月2日付にて文部科学大臣より白馬ジャンプ競技場及び白馬クロスカントリー競技場が、スキークロムディック複合強化拠点施設として指定されたものでございます。5ページをご覧ください。この補正にかかわる財源といたしましては、13款国庫支出金3項国庫委託金2目総務費国庫委託金でございます。全額ナショナルトレーニングセンター委託金で賄われます。支出の部をご覧くださいと思います。6ページをご覧ください。7節賃金は臨時職員の賃金でございまして、ナショナルトレーニングセンター使用に伴います受付や貸付け等の割振りの仕事分として計上してございます。8節報償費につきましては、ナショナルトレーニングセンター、失礼、ナショナルチーム合宿に伴う栄養指導として、栄養管理士の謝金でございます。9節旅費につきましては、拠点活用推進委員会2回を予定しておりますが、開催に伴う旅費と文部科学省、全日本スキー連盟等々の打ち合わせに使うもの。そして拠点合同ミーティング、これは22か所の拠点がありますが、全体でミーティングを行うわけでございますが、そちらに支出するものでございます。なお、推進委員会につきましては、全日本スキー連盟から推進をいただいております北海道の委員さん3名、秋田県の委員さん1名、東京の委員さん3名、県内の委員さん2名、地元委員1名の予定でございます。11節需用費の消耗品につきましては、資料作成用紙や事務消耗品等でございます。また燃料費につきましては、ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場のコース整備の圧雪車の燃料で、12節役務費の通信運搬費は専用携帯電話の通話料、13節委託料は、ジャンプ競技場台製作、クロスカントリー圧雪車運転委託料で、14節使用料及び賃借料は全日本スキー連盟指定選手の施設使用ならびに会議室の使用料でございます。特に多いものとして、18節の備品購入費は、FIS公認でSAJ指定のトレーニングマシン、計測用のトランスフォンダーと肋木、これはB&Gの体育館に取り付けてございます木の枠でございます。このようなものを予定しております。また、事業用のパソコンを計上してあります。以上で説明を終わります。

議長(横田孝穂) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第64号平成25年度白馬村一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

議長（横田孝穂） 起立全員です。よって議案64号は原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付された議事日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成25年第3回臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午後2時43分

以上、会議の顛末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員